

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年五月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和元年五月十七日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺千二百十五番一から埼玉県大里郡寄居町大字寄居字栄町千百三十三番十三の一部まで</p> <p>埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺千二百三十一番十七の一部から埼玉県大里郡寄居町大字寄居字栄町九百五十二番八の一部まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>八十・一</p> <p>七十・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>三十七・一から三十</p> <p>九・〇</p> <p>十七・一から二十・九</p>